

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

袖ヶ浦市は、母子保健に関する事務に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

袖ヶ浦市長

公表日

令和6年5月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導, 新生児の訪問指導, 健康診査, 妊娠の届出, 母子健康手帳の交付, 妊産婦の訪問指導, 低体重児の届出, 未熟児の訪問指導, 養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の給付又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 2. 新生児の訪問指導の実施 3. 健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 4. 妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 5. 母子健康手帳の交付に関する事務 6. 妊産婦の訪問指導又は診察を受けることの勧奨 7. 低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 8. 未熟児の訪問指導の実施 9. 養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 10. 市町村が療育医療の給付に要する費用を支弁した場合のその措置を受けた者等からの費用の徴収 <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 健診のお知らせ等は郵送する。 「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」で照会する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム 4. 養育医療費台帳管理システム 5. サービス検索・電子申請機能 6. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 母子手帳管理ファイル 2. 保健指導管理ファイル 3. 妊娠届管理ファイル 4. 妊産婦指導管理ファイル 5. 低体重児管理ファイル 6. 未熟児指導管理ファイル 7. 養育医療給付管理ファイル 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の70の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表の70の項</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表の70の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民子育て部 健康推進課・市民子育て部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	袖ヶ浦市 総務部 総務課 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・袖ヶ浦市 市民子育て部 健康推進課 すこやか親子班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話 0438(62)3172 ・袖ヶ浦市 市民子育て部 子育て支援課 こども家庭センター 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話 0438(62)3220 ・袖ヶ浦市 市民子育て部 子育て支援課 こども給付班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話 0438(62)3272

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 時点日	平成27年4月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成28年12月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 時点日	平成27年4月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う 事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 養育医療費台帳管理システム	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 地方公共団体 情報連携中間サーバー システム 4. 養育医療費台帳管理システム	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二 <情報照会事務> 26、52の2、87の項 <情報提供事務> 第70項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で 定める事務および情報を定める命令(平成26 年内閣府・総務省令第7号) <情報照会事務> 第19、44条 <情報提供事務> 第39条 上記、番号法別表第二における情報提供及 び情報照会の根拠とした各項における主務省 令で定める 事務および情報について、それぞれを定める 条項	番号法第19条、第22条及び別表第二	事後	
令和1年6月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	令和1年6月1日	事後	
令和1年6月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	令和1年6月1日	事後	
令和1年6月1日	IV リスク対策	-	様式改定に伴い新規追加	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	-	課長 (様式改定により修正)	事後	
令和1年6月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 ①部署	市民健康部 健康推進課	市民健康部 健康推進課・福祉部 子育て支 援課		
令和1年6月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	袖ヶ浦市 福祉部 子育て支援課 こども家庭 班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438 (62)3272	袖ヶ浦市 福祉部 子育て支援課 こども家庭 班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438 (62)3272・市民健康部 健康推進課 すこや か親子班 電話0438(62)3172		
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	市民健康部・福祉部	市民子育て部・市民子育て部	事前	
令和3年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	0438(62)2104	0438(62)2111	事前	
令和3年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	市民健康部 0438(62)3172 福祉部 0438(62)3272	市民子育て部 0438(62)2111 市民子育て部 0438(62)2111	事前	
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日	令和3年3月1日	事前	
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日	令和3年3月1日	事前	
令和3年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークとの 接続	[○]接続しない(提供)	[]接続しない(提供) 十分である	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康検査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、療育医療の給付若しくは療養医療に要する費用の給付又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 1. 保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 2. 新生児の訪問指導の実施 3. 健康検査の実施又は健康検査を受けることの勧奨 4. 妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 5. 母子健康手帳の交付に関する事務 6. 妊産婦の訪問指導又は診察を受けることの勧奨 7. 低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 8. 未熟児の訪問指導の実施 9. 療育医療の給付又は療育医療に要する費用の支給 10. 市町村が療育医療の給付に要する費用を支弁した場合のその措置を受けた者等からの費用の徴収	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康検査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、療育医療の給付若しくは療養医療に要する費用の給付又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 1. 保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 2. 新生児の訪問指導の実施 3. 健康検査の実施又は健康検査を受けることの勧奨 4. 妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 5. 母子健康手帳の交付に関する事務 6. 妊産婦の訪問指導又は診察を受けることの勧奨 7. 低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 8. 未熟児の訪問指導の実施 9. 療育医療の給付又は療育医療に要する費用の支給 10. 市町村が療育医療の給付に要する費用を支弁した場合のその措置を受けた者等からの費用の徴収 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 健診のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能等で通知する。	事前	
令和5年1月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム 4. 養育医療費台帳管理システム	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム 4. 養育医療費台帳管理システム 5. サービス検索・電子申請機能 ※申請管理システムを含む	事前	
令和5年4月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要		(追加) 「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」で照会する。	事後	
令和5年4月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム 4. 養育医療費台帳管理システム 5. サービス検索・電子申請機能 ※申請管理システムを含む	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム 4. 養育医療費台帳管理システム 5. サービス検索・電子申請機能 6. 申請管理システム	事後	
令和5年6月1日	I 関連情報 11. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康検査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、療育医療の給付若しくは療養医療に要する費用の給付又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 1. 保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 2. 新生児の訪問指導の実施 3. 健康検査の実施又は健康検査を受けることの勧奨 4. 妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 5. 母子健康手帳の交付に関する事務 6. 妊産婦の訪問指導又は診察を受けることの勧奨 7. 低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 8. 未熟児の訪問指導の実施 9. 療育医療の給付又は療育医療に要する費用の支給 10. 市町村が療育医療の給付に要する費用を支弁した場合のその措置を受けた者等からの費用の徴収 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 健診のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能等で通知する。	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康検査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、療育医療の給付若しくは療養医療に要する費用の給付又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 1. 保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 2. 新生児の訪問指導の実施 3. 健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 4. 妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 5. 母子健康手帳の交付に関する事務 6. 妊産婦の訪問指導又は診察を受けることの勧奨 7. 低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 8. 未熟児の訪問指導の実施 9. 養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 10. 市町村が養育医療の給付に要する費用を支弁した場合のその措置を受けた者等からの費用の徴収 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 健診のお知らせ等は郵送する。	事前	
令和5年5月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡作	市民子育て部 子育て支援課 こども家庭班電話0438(62)2111	市民子育て部 子育て支援課 こども家庭センター 電話0438(62)2111 市民子育て部 子育て支援課 こども給付班 電話0438(62)2111	事前	
令和5年5月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和5年5月1日時点	事前	
令和5年5月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和5年5月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の49の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第40条	番号法第9条第1項及び別表の70の項	事前	
令和6年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条、第22条及び別表第二	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表の70の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表の70の項	事前	
令和6年5月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	袖ヶ浦市 市民子育て部 健康推進課 すこやか親子班 電話0438(62)2111 市民子育て部 子育て支援課 ことども家庭センター 電話0438(62)2111 市民子育て部 子育て支援課 ことども給付班 電話0438(62)2111	・袖ヶ浦市 市民子育て部 健康推進課 すこやか親子班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話 0438(62)3172 ・袖ヶ浦市 市民子育て部 子育て支援課 ことども家庭センター 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話 0438(62)3220 ・袖ヶ浦市 市民子育て部 子育て支援課 ことども給付班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話 0438(62)3272	事前	